

事業主の皆様 準備は進んでいますか？

令和8年10月1日よりカスタマーハラスメント、 就活セクハラ対策が義務化されます!!

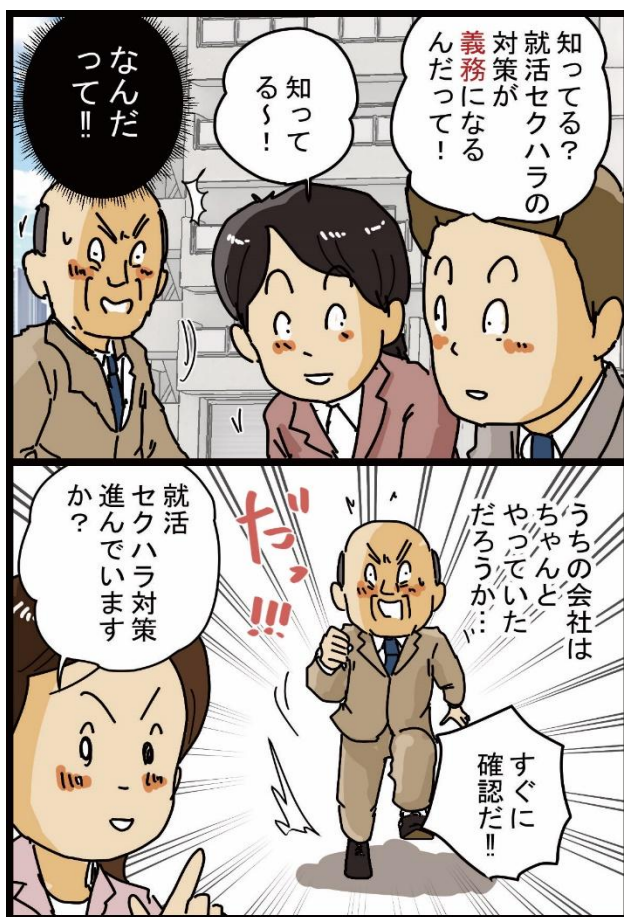
✓カスタマーハラスメント

顧客等からの著しい迷惑行為から従業員を守るための措置が義務となります。



✓就活セクシュアルハラスメント

求職者等に対するセクハラを防止するための措置が義務となります。



----- 詳細は東京労働局ホームページをチェック! -----

- ・東京労働局ホームページでは、改正法の特設サイトを開設しています。
- ・法律・指針・解釈通達・リーフレットなど最新情報を更新しています。
- ・「改正労働施策総合推進法等説明会」の動画及び資料を特設サイトに掲載しています。

特設サイトはこちらから⇒



事例動画など役立つコンテンツを掲載しています



ハラスメント対策の総合サイト

あかるい職場応援団



ご相談・問合先 東京労働局雇用環境・均等部 指導課
電話 03-3512-1611